屋敷並びに大字野々島字沖田、字中原、字枇杷田、字野田原、字矢具原、字芝原、字駄飼場、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野並びに同県熊本市北区大鳥居町字新山、字木原野、字梅ノ木塚、字金塚及び字久保並びに明徳町字沖畑並びに改寄町字沖野地内

使用の部分　熊本県合志市大字上庄字壱ノ口、字喜瀬ノ上、字中原、字揚土、字田久保及び字豆ヶ原並びに大字栄字豆原、字碩本及び字中野並びに大字合生字辻久保、字辻原、字塩浸及び字小合志原並びに大字御代志字亀甲、字宅地及び字古屋敷並びに大字野々島字沖田、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野並びに同県熊本市北区大鳥居町字新山、字木原野及び字久保並びに明徳町字沖畑地内

○国土交通省告示第千六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項及び第四項の規定により、熊本県知事による認可とともに、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年八月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　西澤賢太郎

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
笛吹市石和町広瀬字早稲田七三六番一地先から甲斐市宇津谷字大ノ田一二二番一まで	前	A　二二・〇三～九九・〇二（メートル）	一六・三九六（キロメートル）	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・〇〇～八五・七二	二・〇六二	
		C　二〇・〇〇～一九・四三	二・一八八	
	後	A　二二・〇三～九九・〇二	一六・三九六	
		B　二〇・〇〇～八二・三七	二・〇六二	
		C　二〇・〇〇～一九・四三	二・一八八	

四　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

一　施行者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

二　都市計画事業の種類及び名称　大津都市計画道路事業1・4・1号中九州横断道路大津熊本線及び熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

三　事業施行期間　自令和八年八月十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　熊本県菊池郡大津町大字杉水字中津、字二ノ迫、字一ノ迫、字東岩迫、字下源場及び字飛宮並びに合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土、字向五本松及び字坂ノ上並びに大字幾久富字下砂土原、字上請地、字中原及び字笹山並びに大字上庄字壱ノ口地内

使用の部分　熊本県菊池郡大津町大字杉水字東岩迫、字下源場及び字飛宮並びに合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字東岩迫、字向五本松及び字坂ノ上並びに大字幾久富字下砂土原、字上請地及び字笹山地内

五　収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　熊本県菊池郡大津町大字杉水字中津、字二ノ迫、字一ノ迫、字東岩迫、字下源場及び字飛宮並びに合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土及び字坂ノ上並びに大字幾久富字砂土原、字上請地、字中原及び字笹山並びに大字上庄字壱ノ口地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　西澤賢太郎

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
筑西市横塚字町北一三五四番四地先から同市門井字道満一五一四番一二まで	前	一三・六〇～一七・三四（メートル）	二五・七二（キロメートル）	
	後	一七・三四～	七六・四〇	一・一六〇
筑西市門井字道満一五一四番一から桜川市上野原地新田字上野原一五七番九まで	前	A　一一・〇〇～一一・〇〇	四八・〇〇	三・二九二
		B　二八・七二～二八・七二	四八・〇〇	三・二九二
	後	A　一四・一四～一九・九六	五一・七九	一・二二五
		B　一四・一四～一九・九六	五一・七九	一・二二五

四　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　小林賢太郎

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十八号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
桜川市上野原地新田字上野原一五七番九から同市長方字飯島一〇一番一まで	前	一〇・九〇～一二・一四（メートル）	四九・四八（キロメートル）	上記Aは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一〇・九〇～一二・一四	四九・四八	〇・二五四

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　小林賢太郎

一　供用を開始する区間　図面縦覧場所

二　供用開始の期日　令和八年八月十八日

三　供用を開始する区間

路線名	区間
二十八号	淡路市仮屋字南三六八番四から同市谷字流谷七九番一まで 淡路市仮屋字南三六八番四から同市谷字流谷七九番一まで

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○九州地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和八年八月十八日

九州地方整備局長　森下　博之

一　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

二　施行者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

三　事務所の所在地　熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号（国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所）

熊本県八代市川田町西691（西日本高速道路株式会社九州支社熊本高速道路事務所）